

第 22 期 第 11 回 日高海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和5年3月16日(木) 15時00分～16時00分

2 開催場所 日高振興局 地下会議室

1 出席委員 大澤 晃 弘 佐藤 勝 中村 敬
安田 司 神田 勉 小松 伸 美
白石 智 泰 浦川 聡 深根 英 範
山 中 孝 俊 住野谷 張 貴 中 村 義 弘

4 欠席委員 梶川 徹 坂本 好則

5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄也
漁業管理係長 松枝 直一
技師 山田 誠之
主事 渡部 孝毅
(日高海区漁業調整委員会) 事務局長 相川 英毅

6 議事事項

議案第1号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)

議案第3号 日高海区漁場計画(第8次共同漁業権)素案について

7 報告事項

(1) 第15次定置漁業権漁場計画に係る地元意見等について

8 その他

9 会議のてん末

相川事務局長 ただいまから第22期第11回日高海区漁業調整委員会を開催します。

はじめに、当委員会では昨年8月から委員1名の欠員が生じておりましたが、3月9日付けで知事より選任されました新委員をご紹介します。白石智泰委員です。

白石委員 白石です。
よろしく申し上げます。

相川事務局長 続きまして、大澤会長から挨拶申し上げます。

大澤会長 今期、第11回目の当委員会開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方には、年度末、そして春漁を控えて何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

約3年間続いてきました新型コロナ禍も、最近は落ち着きを見せてきたところですが、燃油や資材費、消費者物価の高騰など、漁業経営に与える影響は大きく、社会経済活動への環境

は、
厳しい状況が続いているところです。

これらの状況が早期に好転していくことを願うばかりでございます。

さて、今日の会議議案ですが、本年の漁業権の一斉切替に向け、共同漁業権漁場計画 素案の審議のほか、知事諮問案件 2 件、報告事項 1 件となっております。

皆さまには、慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

相川事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員 15 名中、13 名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員 2 名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、小松委員と浦川委員をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第 1 号 「特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、事務局から説明してください。

相川事務局長

特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明します。

始めに、諮問文 1 をご覧ください。

諮問の内容は、法第 16 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めるため、同条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの管理期間となる、くろまぐろ、すけとうだら、するめいかの 3 魚種です。

また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとするため、同条第 5 項において準用する第 2 項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものです。

まず、令和 5 管理年度の T A C 及びその配分について、ご説明いたします。

2 ページの諮問文の別紙 1 に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししておりますが、詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

まずは 6 ページ資料 1 - 1 「令和 5 年の T A C について」をご覧ください。

これは、2 月 13 日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、すけとうだら及びするめいかの令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき北海道に定められた数量の概要などを示した者です。

まず、表の中ほどすけとうだら太平洋系群ですが、M S Y を

達成する親魚量は、22.8万トンのところ、2021年の平均親魚量は45.7万トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTACは、3年間固定の3年目で令和4管理年度と同じ17万トン、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分が99,700トン、北海道漁獲可能量は、69,100トンと、こちらも前年と同量です。

次に、日本海北部系群ですが、MSYを達成する親魚量は38万トン、限界管理基準値は117.1万トン、2021年の親魚量は10.3万トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき令和5管理年度のTACは15,300トンで、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分が8,300トン、北海道漁獲可能量は6,900トンとなっております。また、前年のTAC未利用分について、当初配分の5%を上限に繰り越しが可能です。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。

いずれも前年同で、令和5管理年度のTACは「オホーツク海南部」は、5万8千トンで北海道漁獲可能量は現行水準、「根室海峡」は1万5千トンで全量が北海道漁獲可能量となっております。

次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

冬季発生系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は23万4千トンのところ、2021年の親魚量は4万8千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2021年の親魚量は23万9千トン目標管理基準値を下回る資源状態となっております。

するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和5年のTACとして設定されています。

また、大臣許可漁業（いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）への配分が49,900トン、北海道漁獲可能量は前年同の5,600トンとなっております。

なお、大臣許可漁業のいか釣り漁業では、令和5管理年度から法に基づくIQ管理が行われます。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は50,700トンとなっております。

するめいかについては、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が崩壊する懸念が研究機関から示されていることから、今後、ステークホルダー会合を開催するなど、

漁獲シナリオの見直しが行われる見込みとのことです。

なお、クロマグロについては別途ご説明させていただきます。

次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。

まずは7ページ資料1-2【すけとうだら】をご覧ください。

②「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。なお、根室海峡は管理区分が一つですので、1万5千トン全量を根室海峡漁業へと配分します。

③「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。

④「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和2年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分し、すけとうだら漁業は5,560トンとします。

⑤「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「令和2年のTACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分することとしており、いずれも令和4管理年度と同量で、道南太平洋全体が63,900トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が2,300トンとしております。

また、道南太平洋海域における63,900トンの「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分し、道南太平洋のすけとうだら漁業が46,400トンとします。

これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、8,9ページ資料1-2の別紙に基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。

次に、10ページ資料1-3【するめいか】をご覧ください。

するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、5,600トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。

なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、14ページ資料1-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、くろまぐろについて11ページに戻りまして資料1-4をご覧ください。

くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

詳細な経緯と内容は13ページ資料1-6に記載しているので後ほどお目通しいただければと思います。

このため、令和5管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トンを、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。

小型魚につきましては、過去の超過分の残り123.2トンを当初配分128トンから差し引き、4.8トンが差し引き後の当初配分数量となりますが、操業に支障を来すことから混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加され、17.6トンが当初で配分されています。

ただし、今後、令和4管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みですが、その際、混獲管理用の12.8トンは国の留保に返還することとなりますが、北海道への配慮ということで前年同様に増枠見合い分の15トン（これまで超過分の差し引きは単年で113トンを上限としてきたことから、128トンと113トンの差分）については、改めて国から追加配分される予定となっております。

最後に、資料が戻りますが4ページ別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

また、すけとうだら根室海峡につきましても、期中改訂による追加配分の可能性があり、その場合、迅速な配分が必要となることから、これら資源につきまして、令和5管理年度においても同様に、予め配分方法を定めて事前に海区漁業調整委員会の意見をお聞きし、同意を得て迅速な配分に努めたいと考えております。

2. 今後の取扱いをご覧ください。

(1) まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道漁獲可能量へ配分することとする。

(2) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分（繰越し及び国の留保からの配分を含む。）及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除することとする。

(3) すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分することとする。

(4) すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。

(5) すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。

(6) すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分することとする。

(7) するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。

これら、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。これに対するご意見、ご質問はありませんか。

各委員 ありません。

議長 ご意見等が無ければ、議案第1号については、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 それでは、そのように決定し、知事に回答いたします。
続きまして、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」知事から諮問されています。振興局から説明をお願いします。

松枝係長 振興局水産課の松枝です。
振興局から、漁業許可の公示に係る諮問について説明させていただきます。

まず、諮問文2をご覧ください。こちらが知事から日高海区への諮問文となります。

諮問の内容についてですが、2点ございまして、1点目は「制限措置の内容及び申請すべき期間について」、2点目は「許可等の基準」となっております。

それでは、説明いたします。

1点目の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、対象となる漁業種類は2頁の一覧表に記載しております。日高は、右から3列目となりますが、ご覧のとおり6つございます。

上から道内者及び道外者を対象としたえりも以東海域の「さんま棒受け網漁業」、次に道内者を対象とする「さんま流し網漁業」

次に道外者及び道内者を対象とした北海道沖合海域の「いか釣り漁業」、次に道内者を対象とする北海道沖合海域の「いるか

突棒漁業」となっております。

まず、制限措置等の内容についてですが、さんま棒受け網漁業については4ページと5ページ、次の6ページがさんま流し網漁業、次に7ページから11ページが道内者のいか釣り漁業、12頁から15ページが道外者のいか釣り漁業、次の16ページがいるか突棒漁業、となっております。

これらの制限措置につきましては、18ページの前回公示との相違点により、簡単に説明させていただきます。

漁業の制限措置である操業区域や漁業時期などについては、従前と変更ありません。申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、設定しております。

隻数は、それぞれ現行許可を基本として、事前の要望に基づき増減しています。

漁業を営む資格について、いるか突棒漁業については、各振興局管内に住所を有する者との規定から、北海道に住所を有する者に変更し、全道枠により許可枠を設定した上で、事務連絡により振興局毎の許可枠を設定することとされました。

実際の取扱いには変更ありません。

続きまして、先に諮問の2点目であります「許可等の基準について」説明します。

改正漁業法における道内者を対象としたさんま棒受け網漁業と、道内者を対象とするさんま流し網漁業については、今回初めて公示します。

そのため、公示数を上回った申請があった際の許可等の基準を事前に定めておく必要があることから、許可等の基準について、諮問されています。

17ページをご覧ください。

最上位となる優先順位第1位に、各漁期で漁業を営んだ操業実績者、第2位には漁業関係法令違反があるが、漁業の適格性に問題ない操業実績者。第3位が許可受有者、第4位が漁業関係法令違反あるが適格性に問題ない許可受有者、最下位に許可等を有しない者について、当該漁業等経験有無及び、住所要件による配点を勘案して、許可の順位を決定することとしています。

制限措置の公示に関しての説明は以上でございます。

議長 　　ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は ございませんか。

各委員 　　ありません。

議長 　　ご質問等が無ければ、議案第2号については、それぞれ、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同 　　はい。

議長 　　それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。

次に議案第3号「日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）素案について」、振興局から説明してください。

松枝係長

振興局水産課漁業管理係長の松枝です。

第8次共同漁業権漁場計画素案について、ご説明申し上げます。

1 ページが日高振興局長から海区会長に対する諮問文となります。

はじめに、これまでの経過についてご説明いたします。

草案につきましては、昨年12月9日開催の小委員会・委員会でご意見を伺った上で、同内容により振興局から水産林務部長に提出し、12月14日に行われた漁業管理課漁業調整係のヒアリングに、振興局水産課と海区事務局が出席致しました。

その後12月28日付けで、水産林務部長から草案に対する回答がありました。

水産林務部草案に対する検討確認事項等について、各組合と協議した上で、今回素案(案)としてとりまとめ、本委員会への協議に至ったところでございます。

水産林務部からの草案に対する回答については、お手元の資料2ページから11ページとなります。本日は時間の関係で、個別の内容はご説明しませんので、後ほどご確認下さい。

共通事項としまして、10ページをご覧ください。

行使等実績のない漁業及び、行使実績はあるものの生産実績のない漁業については、行使の見込み等客観的な説明資料を提出した上で、漁業権ごとに設定の必要性を判断するとされております。

第三種地びき網漁業について、教育や観光を目的とするものは漁業権設定せず、特別採捕許可による実施を基本とするとされております。

これ以降の指示事項に関しましては、資料2-2となります素案作成に係る振興局の考え方の中でのちほどご説明します。

12ページをご覧ください。右欄が日高振興局の考え方となります。

行使実績等のない漁業のうち、第一種共同漁業について、当初行使等実績ないと判断されていたが、再確認の結果実績が確認できたので、関係資料を提出して実績あるとして説明していくもので、日海共5号冬島地区のえぞばかがいとさらがい漁業です。

次は数が多いことから、代表例でご説明させていただきます。

行使等実績はありませんが、資料提出により、漁業の必要性和漁場計画に盛り込む妥当性を確認できた漁業については、今回の素案に設定しております。

確認できた例としては、価格安により採算性が見込めないなどの理由から行使や生産に至っていない漁業であるが、他の多くの漁業と組み合わせることにより、着業が見込まれるものと、販路拡大などにより、当該漁業の生産向上が見込めるもの。

一昨年の赤潮被害に伴い、代替漁業の一つとして検討しているものなどが多くなっております。

これらの提出資料により必要性を説明していくカテゴリーは、さきほどの実績ないとしていた漁業の実績が確認できたもの、これから説明する組合や漁業権管理委員会で、今後も行使・着業が見込めないことから廃止するとしたもの、以外の大半が含

まれています。

13ページをご覧ください。

実績がなく、切替後も行使見込みがないとの報告があり、素案に設定しないものとして、日海共1号庶野地区のちがいそ・いがい・ひざらがい漁業です。

次は第二種となります。

実績ないとされていたが、再確認により実績が確認できたもので、荻伏・新冠の4漁業となります。

次は、実績がないとされていたが、市場荷受け業務を簡略化するためなどから、かれい刺し網など周年着業可能な、代表的漁業として漁獲管理されていて、操業実態を確認できたもので、庶野地区のあいなめ・ながずか刺し網漁業、かじか・そい漁業から、次のページ新冠地区のかすべ刺し網までについて、実績ありとして資料提出していきます。

第二種の資料提出で必要性・妥当性を確認できた漁業の代表例としては、近年の来遊資源が少ないため、着業を見合わせているが、採算性が見込める来遊量に達した時点においては着業が見込めるとするものです。

さらに赤潮被害に関連して、代替漁業の一つとして存続が必要とするものとなります。

また、庶野地区のちか・きゅうりうお・さば小定とはたはた小定は、実績がなく切替後の行使も見込まれないとして計画設定しないこととしています。

15ページをご覧ください。

第三種共同漁業地曳き網については、資源状況を踏まえた営漁計画等を整理し、漁業の必要性和漁場計画に盛り込む妥当性を客観資料で提出することとした上で、特に教育や観光のみを目的とするものは漁業権に設定せず、今後は特別採捕許可によることを基本とすることとされております。

これに対して、これまでの実績はないが、来遊資源が少なく着業を見合わせているが、採算が見込まれる来遊量に達した時点で着業する見込みがあるとして資料提出していくものがあります。

また庶野・三石・静内・新冠・門別地区などでは、教育や観光が目的となっていて、今後も漁業としての行使・生産は見込めれないとして、素案では計画しない事としています。

次にあわび漁業ですが、新規設定理由などの提出を求められており、資料提出していきます。

最後に、小定置の見直しについては、現状維持することが必要として、現行通りの付冠魚種とし、統合しないとの整理と致しました。

資料2-3、16ページから22ページは、今説明した内容の一覧表となります。

16ページ第一種で見方のみご説明しますが、第一号のちがいそなどが「廃」としており、第7号から9号のあわびは黒丸で新規を示し、他の白丸は現行通りであることを示しています。以降同様ですので、後ほどご確認下さい。

参考資料1、23ページから最後の63ページは各組合からの回答文書でございます。

のちほどご確認下さい。

また、先ほど小委員会が開催され、当議案も同じ内容でご説明申し上げておりますが、特に意見なしとの結果でありました事をご報告申し上げます。
共同漁業権素案の説明は以上です。

議長 説明が終わりました。これに対するご意見、ご質問はありませんか。

各委員 ありません。

議長 それでは、協議のあった漁場計画の素案については、特段支障がなく、適当なものとして、その旨、日高振興局に回答することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 それでは、そのように決定し、振興局に回答いたします。報告事項に移ります。

「第15次定置漁業権漁場計画に係る地元意見等について」振興局から説明願います。

松枝係長 定置漁業権に関しましては、道漁業管理課から切替に係る基本的な考え方が、何点か振興局に対して示されており、当委員会のご意見を伺った上で回答を求められているところです。

本日は、これらの概要と進捗状況を簡単にご説明させていただきます。

報告事項「第15次定置漁業権漁場計画に係る地元意見等」と記載された資料 をご覧下さい。

漁業管理課から令和5年1月24日付け漁管第2184号により第15次定置漁業権の「操業期間」と「河口付近等の指定された区域」の考え方が示されました。

操業期間に関しましては、定置漁業権切替方針及び運用において、別に定めるとされ、地場資源利用を基本とした第14次定置漁業権の漁場計画を踏まえ、地域毎の来遊状況や再生産親魚の確保状況を考慮して、現行の漁獲努力量を基本に、関係海区の資源利用に影響を及ぼさない範囲で検討するとされています。

日高管内関係分の操業期間について、四角く線で囲った部分に記載のとおり、庶野からえりも岬の陸網が8月30日から11月20日まで、以降、三石から門別の沖網が9月9日から11月23日までとなっており、これら期間につきましては、

全て第14次と同様の内容で示されました。

河口付近の指定区域の考え方につきましては、第10次切替時にさけます増殖事業検討会議において、捕獲採卵河川が見直されたことを契機に、30河川が指定されて以後、今回まで同じ河川で指定されています。

日高管内におきましては、静内川と歌別川の2河川が指定されました。

指定河川では、第10次から13次までは、河口中心線の両側30度、第14次と第15次では45度に指定区域が設定され、新規漁場は認めないことと、既存漁場は親魚などの確保が

見込める場合、漁場設定を認めることとされています。

近年の河川遡上状況などに鑑みて、歌別川につきましては捕獲・採卵計画とも未達成のため、漁場位置等について要検討とされています。

静内川に関しましては、捕獲採卵計画とともに単独で達成していることから、現行通りの漁場計画を認めるとの案となっています。

振興局では、示された案に関しまして、管内各組合と日高定置漁業者組合に対しまして、意見照会の文書を発出しております。

文書発出後、振興局では浜廻りを行い、各組合からは幾つかの意見とともに、「操業期間に関連する事項については、日高定置漁業者組合がとりまとめる意見に一任する。」との方向が確認できました。

河口付近の指定区域に関連する、えさけ定12号13号に関しましては、関係組合から、親魚不足時の対応を条件とすることがあっても、現状位置の維持したいとの意見を聞いています。

更に、一昨日3月14日付により日高定置漁業者組合からは、操業期間について、これまでも要望を続けてきたのと同じく、管内一律で11月30日まで終期を延長することと、えりも以西の操業始期スタートが、陸網の1日開始からの期間が非常に遅くなっていることを緩和するため前倒しを内容とする意見が提出されました。

以上、道からの通知、定置漁業者組合からの意見については、それぞれ後ろに添付しておりますので、のちほどご覧下さい。

4月開催予定の海区委員会におきまして、これらの意見を踏まえ集約しお示しした上で、改めてご意見を伺う予定でございますのでよろしくお願い致します。

その他としておりますが、漁業管理課からは、もう一つえりも以東海域のさけ親魚不足が継続していることから、関係海域において陸網の短縮を内容とする漁場区域縮小について、検討案が示されています。

関係漁協に対して概要を説明したところ、十勝・釧路・根室の3振興局管内の組合と同様に、漁業管理課からの直接説明を希望するとの意見があり、現在、日程調整中でございます。

第15次定置漁業権漁場計画に係る地元意見等についての説明は以上です。

本件につきましても、先ほどの小委員会において同内容で状況を報告しております。

議長 　　ただいまの報告に関して、ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 　　ありません。

議長 　　それでは、本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員 　　ありません。

議長 　　事務局から連絡事項などありませんか。

